

ローン契約規定

第1条 (元金金の返済方法)

1. 利息の計算方法と支払方法
① 利息は各返済日（以下元金据置期間中の利息支払日を含む）に後払いするものとし、毎回の元金返済額（以下「毎回返済額」という。）は均等とします。
② 毎月の返済の利息は（毎月返済の部分の元金残高× $\frac{\text{借入利率}}{12}$ ）で計算します。
③ 半年ごとの増額返済の利息は（半年ごとの増額返済の部分の元金残高× $\frac{\text{借入利率}}{12}$ ×6）で計算します。
④ 元金の返済に据置期間がある場合、据置期間中の利息の支払はつぎのとおりとします。据置期間中の毎月返済の利息については、借入後最初に到来する毎月返済日の応当日を第1回利息支払日とし、以後毎月返済日の応当日にその経過利息を支払うものとします。また、据置期間中の半年ごと増額返済の利息については、借入後最初に到来する半年ごと増額返済日を第1回利息支払日とし、以後半年ごとの増額返済日の応当日にその半年分の経過利息を支払うものとします。
⑤ 前記②並びに③にかかわらず、借入日から第1回返済日（または第1回利息支払日）までの利息は、毎月返済、半年ごとの増額返済ともそれぞれ1年を365日とし、日割りで計算します。
2. 最終返済額は利息計算の端数処理のため毎回返済額とは異なる場合があります。
3. 半年ごとの増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
4. 元金金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割りで計算する）の損害金を支払うものとします。この場合、第2条に準じて、取り扱うことができますものとします。

第2条 (元金返済額等の自動支払)

1. 借主は、元金金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額（半年ごと増額返済用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しの上、毎回の元金金の返済にあてます。ただし、第3条によって繰り上げ返済をする場合および第5条、第6条によってこの契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。また、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第3条 (繰り上げ返済)

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに銀行へ通知するものとします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済額	任意の金額 繰上返済指定日の約定返済金は、一部繰上返済とはならない。	同左 但し、残債務の内、半年ごとの増額返済は50%以内とする。
繰り上げ返済後の最終返済日および返済方法	(1)当初の最終返済日は据置きのまま、毎月および半年ごと増額月の返済額を変更する。 (2)当初の最終返済日を繰り上げる。 (3)半年ごと増額部分の最終返済日は毎月返済部分の最終返済日以前とする。	

第4条 (借入利率の変更)

1. 当初借入利率の変更
① 借入要項に定めた当初借入利率は、銀行の3年超の短期プライムレート連動長期貸出基準金利（以下「基準金利」といいます。）の変更に伴い引上げられ、または引下げられるものとします。
② 金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、借入利率は基準金利に代えて銀行で定める利率に従うものとし、この利率の変更に伴い引上げられ、または引下げられるものとします。
③ 基準金利が廃止された場合、以下の項における基準利率は、基準金利に代えて銀行で定める利率と読み替えて適用します。
2. 借入利率の変更幅の算出及び変更日
① 借入利率の引上げ幅の算出は、毎年4月1日及び10月1日（以下「基準日」といいます。）に行うものとし前回基準日における基準利率と現基準日における基準利率の差をもって借入利率を引上げまたは引下げられるものとします。但し借入後最初に到来する基準日においては、借入日現在の基準利率と、その基準日における基準利率との差をもって借入利率を引上げまたは引下げられるものとします。
② 前記①により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。

イ. 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日とし、7月の約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。なお、毎月返済と半年ごと増額返済との併用である場合には、毎月返済部分の6月の約定返済日の翌日より分ち計算のうえ適用とします。

- ロ. 基準日が10月1日の場合には基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、翌年の1月の約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。なお、毎月返済と半年ごと増額返済との併用である場合には、毎月返済部分の12月の約定返済日の翌日より分ち計算のうえ、適用とします。
③ 借入利率が変更される場合、銀行は原則として変更後第1回の約定返済日前日までに、新借入利率、毎月返済額（元金、利息の内訳）などを書面により通知するものとします。
3. 毎回返済額の変更
① 前項①により、新借入利率が適用された場合、毎回返済額は変わります。
② 前記①の新しい毎回返済額の支払は、前項②のとおり適用日以降最初に到来する返済日から開始します。

第5条 (期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
② 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
2. 次の各号の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
① 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
② 借主が第10条又は第11条の規定に違反したとき。
③ 借主が支払を停止したとき。
④ 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
⑤ 借主が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録した電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6ヶ月以内に生じる場合に限る）。
⑥ 借主について、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
⑦ 保証人が前項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
⑧ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができない相当の事由が生じたとき。

第6条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主、または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主、または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
① 暴力的な要求行為。
② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
④ 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または、銀行の業務を妨害する行為。
⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. 借主、または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、借主、または保証人に損害が生じた場合にも、銀行にならぬ請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定より、債務の弁済がなされたときは、本約定は失効するものとします。

第7条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第5条、第6条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。
第8条 (借主からの相殺)
1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第9条 (債務の返済等にあてられる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてられるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてられるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてられるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてられるかを指定することができます。
4. 第2項のおお書または第3項によって銀行が指定する返済の債務については、その期限が到来したものとします。

第10条 (担保)

債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、銀行からの請求により、借主は、遅滞なくこの債務を保全する担保、連帯保証人をたて、又はこれを追加、変更するものとします。

第11条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条 (印鑑照合)

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第13条 (費用の負担)

借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第14条 (届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があつたときは、借主は直ちに銀行に書面届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠つたため、銀行が借主から最後に届出のあつた氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第15条 (公正証書作成義務)

借主は銀行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをとるものとします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

第16条 (報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況並びに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況又は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第17条 (債権譲渡)

1. 借主は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することができますものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になることがあります。この場合、借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元金返済額を支払うことに同意し、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第18条 (元金返済額変更の手数料)

借主の申し出により元金返済額を変更する場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。

第19条 (成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、借主は直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行へ書面によって届け出ます。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、借主は直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行へ書面によって届け出ます。
3. すてに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に、借主は直ちに銀行へ書面によって届け出ます。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、借主は直ちに銀行へ書面によって届け出ます。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第20条 (合意管轄)

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または申込書記載の取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第21条 (契約書の返却)

本契約書および本契約に伴い発生する契約書類はお客様のお申し出がない限り返却いたしません。また、お申し出なく完済後10年間経過した場合には、本契約書および本契約に伴い発生する契約書類は銀行で廃棄します。

(保証)

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれ行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとします。また、ほかに限度額のある保証をしている場合には、その保証限度額はこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場面にも同様とします。